

2019年2月8日 TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンターにて開催

JR 東労組第 45 回定期中央委員会報告

その1-A

□ 運動方針(案)

規約・諸規則改正に関する修正動議

《修正内容》方針書に以下の文章を追加する。

第37回臨時大会でおこなった「規約・諸規則の改正」は、組合民主主義を否定し、憲法第28条の精神及び労働組合法に反したもので、無効であった。したがって、中央本部はその事実を真摯に反省し、次期大会まで新たな規約・諸規則の運用を一旦凍結し、元の規約・諸規則に戻す準備に入る。

《理由》

- ①中央本部は、11月4日の全地本委員長会議から12月19日臨時大会当日の17時30分まで、一切、規約・諸規則の改正に示していない。電話や書面による質問状などによる問い合わせでは「規約改正はない」と答え、指令文書や方針書の議題にも載せず、主催者挨拶でも触れず、改正理由も示さない、そのような議論経過の中で行われた規約・諸規則改正は認められない。
- ②労組法における「規約改正」の原則は、全組合員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正できない。一方で東労組は全国組織のため、代議員による無記名投票の過半数の支持となっているが、何故に前提として「組合員の直接無記名投票による過半数の支持」なのかを考えれば明らかである。労働組合の憲法である「規約・規則」は直接、組合員に関係するものであり、まして、大幅に改正する場合は組織財政検討委員会で議論を積み上げたうえで、職場討議にかけ、大会で審議すべき事柄である。
- ③「代議員の選出及び中央委員の選出」について、東京地本の組合員と他地本の組合員の代議員選挙の一票の格差が70倍に拡大するという極めて不均等になった。機関決定の入り口である代議員選挙が公平・公正でなく、全ての決定において公平・公正ではないことになり、権利の不均等な規約であり、労組法に違反するものである。
- ④第35回臨時大会及び第36回定期大会における規約第26条（会議の成立と決議）及び第39条（代議員、中央委員の任期）を改正したことは、規約違反を認識しているがゆえに、後追的に正当化するための変更であり、この間指摘してきたことの正当性が明らかになったものである。
- ⑤規約第13条「組合員の権利」（1）組合の全ての問題に関与する権利及び均等の取り扱いを受ける権利」を削除したことは、労働組合法第2章第5条2項の「規約の必要記載事項」に違反するものであることから、憲法第28条の精神及び労働組合法の否定である。
- ⑥2月1日の全地本委員長会議で、中央本部から「誤字だった」とか「分かり易くするために削除したが、誤解を与えるものになってしまった」との説明があったが、1月13日に具体的に書面で、抗議及び緊急措置要求で指摘した。それを踏まえた上で1月24日に本部から「要求は筋違いだ」と回答された。したがって、本部が述べた「言い訳」は詭弁である。
- ⑦中央本部は、組合員の憲法上の権利を守ることの重さを受け止め、組合員の平等権侵害となるような決議をしてはならない。中央本部がその違法性を受け止め、是正しないのであれば「組合員の利益」を守るために、法的措置の準備に入らなくてはならない。

FAX ニュース No. 231 へ続く